



# 子どもの笑顔はみんなの安心

～子ども虐待対応マニュアル～



野 洲 市

令和4年4月改訂

野洲市要保護児童対策地域協議会

## 目 次

第1章	子ども虐待の理解のために-----	1
	～子どもの視点に立って考えてみよう～	
【1】	子ども虐待とは-----	2
1	子ども虐待関連の法律	
2	虐待防止対策に関する法律の経緯-----	3
	主な改正の内容	
3	虐待の定義-----	4
4	虐待につながる背景や要因-----	7
5	虐待が及ぼす子どもへの影響-----	8
	(1) 心身への影響	
	(2) 対人関係への影響	
	(3) 世代間連鎖の問題	
【2】	虐待対応の基本的な視点-----	11
1	子どもの最善の利益を目的とします	
2	保護者にも支援も必要です	
第2章	市における虐待防止ネットワーク-----	12
	～虐待対応は県や市町の責務です～	
【1】	子ども家庭の相談体制-----	13
1	家庭児童相談室の役割	
2	子ども家庭総合支援拠点の設置	
	(1) 子ども家庭総合支援拠点の主な業務	
3	要保護児童対策地域協議会の設置-----	14
	(1) 協議会の対象者	
	(2) 協議会の仕組み	
	(3) 関係機関間の連携強化	
	(4) 協議会における守秘義務	
4	子ども家庭相談センター（児童相談所）との連携-----	17
	(1) 子ども家庭相談センターの機能	
第3章	子ども虐待への具体的対応-----	21
	～発見・通告・支援～	
【1】	子ども虐待発見時の通告義務と個人情報保護-----	22
1	虐待の通告義務と守秘義務	
2	支援が必要な妊婦や子どもの情報提供による虐待発生予防	

【2】子ども虐待への対応-----	24
1 通告受付（インテーク：受理）	
(1) 受付体制の整備	
(2) 通告受付の方法	
(3) 受理会議	
(4) 安全確認と調査（情報収集）	
(5) 支援計画（プランニング）、実践と評価（アセスメント）	
(6) 見守り、経過観察（モニタリング）	
(7) 終結	
2 一時保護、退所に向けた支援-----	29
(1) 一時保護	
(2) 退所（家庭引き取り）に向けての支援	
第4章 その他-----	30
【1】DV（ドメスティック・バイオレンス）と子ども虐待との関係-----	31
1 DV（ドメスティック・バイオレンス）とは	
(1) 相手への暴力	
(2) DVが子どもへ及ぼす影響	
【2】養育支援訪問事業-----	33
1 養育支援	
(1) 対象者	
(2) 支援の内容	
(3) 派遣の期間及び回数	
第5章 参考資料-----	34
通告書	
虐待通告受付票	
緊急度アセスメントシート	
在宅支援アセスメント	
関係機関一覧	
野洲市要保護児童対策地域協議会規則	

# 第1章

子ども虐待の理解のために  
～子どもの視点に立って考えてみよう～



# 【1】子ども虐待とは

## 1 子ども虐待関連の法律

子どもの虐待について規定した法律は、昭和22年に制定された18歳未満の子どもの福祉全般を掲げた「児童福祉法」と、議員立法として平成12年5月に制定され、平成12年11月20日（※）に施行された子ども虐待対応の基礎となる「児童虐待の防止等に関する法律（以下「児童虐待防止法」という。）」があります。

（このマニュアルにおいて、児童福祉法は○、児童虐待防止法は●、その他法令等は◎で示しています。）

（※）平成12年11月20日は、児童の権利に関する条約が国連総会で採択された日、平成元年11月20日にちなんでいます。

「4つの権利（「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利）」からなる子どもの権利条約は、子どもが持つ基本的人権を保障するための条約です。

「子ども虐待」は、子どもの心身を傷つけ、人権を侵害する行為です。

### ○児童福祉法（第1条）

全ての子どもは、次の権利を有しています。

- 適切に養育され、その生活を保障されること
- 愛され、保護されること
- 心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られること
- その他の福祉を等しく保障されること

### ●児童虐待防止法（第1条）

子ども虐待は、子どもの権利を侵害する行為であると規定しています。

- 子どもの人権を著しく侵害するもの
- その心身の成長および人格の形成に重大な影響を与えるもの
- 将来の世代の育成に懸念を及ぼすもの

### ●児童虐待防止法（第3条）

保護者による虐待のみならず、本来保護すべき子どもに対して、誰であろうが虐待行為をすることは許されないと規定しています。

- 何人も、児童に対し、虐待をしてはならない。



## 2 虐待防止対策に関する法律の経緯

### 主な改正の内容

- 平成12年 ●児童虐待防止法の制定
- ・児童虐待の定義（身体的、性的、ネグレクト、心理的）
  - ・住民の通告義務 ・面会又は通信の制限
  - ・立入調査等における警察官の援助等
- 平成17年 **★野洲市要保護児童対策地域協議会設置（9月1日）**
- 児童虐待防止法の改正
- ・児童虐待の定義拡大（同居人による虐待、面前DV）
  - ・通告義務の範囲拡大（虐待を受けたと思われる場合も対象）
  - ・面会又は通信の制限の強化
- 児童福祉法の改正
- ・市町の役割明確化（虐待の通告先として市町を追加）
  - ・要保護児童対策地域協議会の法定化
- ◎市町村児童家庭相談援助指針の策定等
- 平成19年 ◎児童相談所運営指針等の見直し
- ・安全確認に関する基本ルールの設定（48時間以内）
- 平成20年 ●児童虐待防止法の改正
- ・立入調査等の強化
  - ・保護者に対する面会、通信等の制限の強化、接近禁止命令
  - ・保護者に対する指導に従わない場合の措置の明確化
- 児童福祉法の改正
- ・要保護児童対策地域協議会設置の努力義務化
- 平成21年 ○児童福祉法の改正
- ・要保護児童対策地域協議会の機能強化  
（協議対象を要支援児童、その保護者、特定妊婦にも拡大）
- 平成24年 ○児童福祉法の改正
- ・親権停止の創設
  - ・児童相談所長、施設長等による監護措置、親権代行
- 平成28年 ●児童虐待防止法の改正
- ・児童虐待の発生予防（妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援）
  - ・必要な支援を行うための拠点の整備（努力義務）
- 令和2年 ●児童虐待防止法の改正
- ・体罰の禁止の法定化
  - ・学校、教育委員会、児童福祉施設等職員の守秘義務の明文化  
（虐待防止施策に協力する義務の遵守を妨げるものではない）
  - ・児童相談所の体制強化、業務の明確化  
（介入と支援の分離、医師や保健師の配置義務化等）
- 児童福祉法の改正
- ・要保護児童対策地域協議会からの情報提供等の求めへの応答の努力義務

### 3 虐待の定義

子ども虐待の定義は、あくまでも子ども側の定義であり、親の意図とは無関係です。よく「しつけか虐待か」の判断が問題とされますが、しつけと虐待は、質的に違うものであり、子どもの感情や思いをくみ取ることが出来ているかどうかを判断の基準にします。

#### しつけと虐待の違い

「しつけ」とは・・・

子どもの人格や才能等を伸ばし、自分自身で行動をコントロールする力を身につけ、社会で自律した生活を送れるよう、子どもをサポートして社会性を育む行為です。

学校などで受ける教育とは異なり、それぞれの家庭で、大人になるまでに「最低限身につけておかなければならないルール」を、子どもの人権を尊重して保護者である親が責任を持って教えていくことです。

「虐待」とは・・・

保護者の意図や思いにかかわらず、子どもの健全な心身の成長および人格の形成に大きな影響を与え、将来の世代の育成に懸念を及ぼす行為をさします。

※支配型虐待・・・暴力、脅迫、子どもの意味理解の度合いに合わない命令により親の期待通りの行動をとらせる

「お前のために」「言うことを聞け」などと発言する  
子どもは親と違う意見を表現できない

※放任型虐待・・・親の都合を優先する

ほったらかし、子どもの言いなりになる

親から見れば、愛情をかけた「しつけ」のつもりであっても、保護者の行為が子どもに著しい害を及ぼすものであれば「虐待」であると言えます。

「親の言うことを聞かない子どもが悪い」という感覚が、暴力をふるうことを正当化し、虐待へとつながっていきます。

「できないことがあれば罰を与える」という行為は、度がすぎると効果がなくなり、ますますエスカレートします。そして、何故怒られたのかを考えるより、罰を受けた記憶しか残りません。

#### ●児童虐待防止法（第2条）

子ども虐待とは、次に掲げる行為であるとしています。

- 1 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。（**身体的虐待**）
- 2 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。（**性的虐待**）
- 3 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。（**ネグレクト**）
- 4 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（事実婚を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。（**心理的虐待**）

虐待の分類と虐待を受けた子どもに見られる兆候

虐待の分類	兆 候	
<p>【身体的虐待】</p> <p>首を絞める、殴る、蹴る、投げ落とす、熱湯をかける、布団蒸しにする、溺れさせる、食事を与えない、冬戸外に締め出す、一室に拘束する、意図的に子どもを病気にさせる など</p>	<p>低身長、低体重等発育不良</p> <p>説明のつかない骨折、あざ、やけど、新旧混在する傷跡（繰り返されるケガ）</p> <p>統制できない行動（怒り、パニック等） など</p>	<p>挑発的、攻撃的な言動が多い</p> <p>なれなれしいが叱ると離れる</p>
<p>【ネグレクト】</p> <p>子どもの健康・安全の配慮を怠っている（子どもの意思に反して登校させない、病院に連れていけない、子どもを家に残したまま度々外出する、子どもを車の中に放置する、同居人の虐待を放置する） など</p>	<p>無気力</p> <p>低身長、低体重等発育不良</p> <p>ガツガツ食べる、悪臭がする</p> <p>身体、衣服、髪がいつも汚れている</p> <p>季節や気候に合わない服装</p> <p>必要な診療を受けていない など</p>	<p>怯えている</p> <p>感情表現が乏しい</p> <p>親の周りの大人の顔をうかがい、言動に過敏に反応する</p>
<p>【性的虐待】</p> <p>子どもへの性交、性的暴行、性行為の強要、教唆、性器や性交を見せる、ポルノグラフィーの被写体などに子どもを強要する など</p>	<p>年齢に不釣り合いな性的知識がある</p> <p>性的非行がある、無断で外泊する</p> <p>異性への恐怖又は接近</p> <p>他の子どもの性器に触ろうとする など</p>	<p>将来に悲観的</p> <p>服を脱ぐことを極端に嫌がる</p>
<p>【心理的虐待】</p> <p>言葉による脅かし脅迫、子どもを無視したり拒否的な態度を示す、子どもの心を傷つけることを繰り返す言う、子どもの自尊心を傷つけるような言動、他のきょうだいとは著しく差別的な扱いをする、子どもの前できょうだいや配偶者に対し暴力をふるう など</p>	<p>自尊感情の欠如</p> <p>いつも極端に承認を求める</p> <p>敵意のある行動、口汚くののしる</p> <p>挑発的な態度をとる など</p>	<p>自傷行為</p> <p>過食、拒食</p> <p>虚言、不登校、万引き、家出、薬物使用、援助交際等の不良行為や問題となる行動</p>

※虐待の分類は便宜的なものであり、現実には重複していることが多い。



## ヤングケアラー

家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子どものことをいいます。

(例)・家事：料理や洗濯、掃除など

- ・一般的なケア：投薬管理、着替えや移動の介助など
- ・情緒面のサポート：見守り、声かけ、励ましなど
- ・身辺ケア：入浴やトイレの介助
- ・きょうだいの世話：世話、見守り
- ・その他：金銭の管理、通院の付添い、家計を支えるための労働、家族のための通訳など

子どもが行なっているケアがお手伝いの域を超えて、子どもの年齢や成長の度合いに見合わない重い責任やケアを継続的にすることで、子どもの健やかな成長や生活、教育への妨げとなっている場合には、ネグレクトや心理的虐待にあたります。

子ども自身がヤングケアラーであると認識していることが少ないため、関係機関と連携し、支援することが重要です。

### ●児童虐待防止法（第14条）

子どもの親権を行う者は

- ・しつけに際して、体罰を加えることその他民法820条の規定による監護および教育に必要な範囲を超える行為により児童を懲戒してはならず、親権の適切な行為に配慮しなければならない
- ・子ども虐待にかかる暴行罪、傷害罪、その他の犯罪について、当該児童の親権を行う者であることを理由にして、その責めを免れることはない

としています。

※令和2年4月1日改正により、体罰をすること、民法820条にある、監護と教育に必要な範囲を超えるような行為により懲戒してはならないことが具体的に明記されました。

過度の懲戒を加えると懲戒権の濫用となり、傷害罪・暴行罪・逮捕監禁罪などの犯罪行為となる場合もあります。

一方で、民法820条は、親権者が子どもの利益のために監護及び教育を行う権利を、また民法822条ではその監護と教育に必要な範囲の中で子を懲戒すること（懲戒権）を認め、「子どもの利益のため」であることを前提の上で「必要な範囲内でその子を懲戒することができる」としています。

虐待死の事件を起こしてしまった親は「しつけのつもりだった」と釈明するケースも多く、懲戒権が親から子への体罰を「しつけ」と称して正当化する口実に使われるという見方もあり、「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律施行（令和2年4月1日）後2年をめどに検討を加え、必要な措置を講ずる」として見直しが検討されています。

## 4 虐待につながる背景や要因

虐待は、いくつかの背景や要因が重なると発生する可能性があると言われています。

これらが複雑に絡み合い、虐待が生じる構造が出来ていると考えられます。

支援を行う際は、これらの全体の関係をとらえ、どこにどのような変化が必要かを考えて対応することが求められます。

### 子ども虐待を引き起こす背景や要因

要因	内 容
保護者側の事情	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者自身が若年齢、情緒的、社会的に未熟なため、耐性が低く子どもは保護者を束縛するものと感じてしまう</li> <li>・甘えたい、依存したいと思っている保護者が、子どもから甘えられ、依存されるとイライラしてしまう</li> <li>・子どもを完璧に育てなければと考える親のプレッシャー</li> <li>・保護者が疾病や精神疾患を抱えている、子どもの発育・発達についての知識が乏しいことにより、適切な養育ができない</li> <li>・保護者自身が子どもの頃に虐待を受けるなど被虐待体験があると、他者への不信、低い自己評価をもたらし安定した人間関係を構築できない</li> <li>・暴力を受けた体験は、自分が子育てをするときに再現しやすい(虐待の世代間連鎖)</li> <li>・体罰を容認する体質</li> <li>・仕事上のストレス、職場で認められない、人間関係がうまくいかない など</li> </ul>
保護者から見た子どもの問題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・よく泣く、要求が強い、よく動く、発達課題がある、親の期待に応えないなど、親が育てにくい子どもであると感じると、子どもに否定的な感情を抱いてしまう</li> <li>・慢性疾患、障がい、未熟児、低出生体重児などで、保護者が子育てに負担感を持ちやすくストレス状態となり、余裕のなさから生じる行動 など</li> </ul>
家族内のストレス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家族関係上のストレス、夫婦間が相互協力的でなく、支配的、依存的関係である離婚、再婚、別居、不和、転居、DV等</li> <li>・孤立した育児環境 家族や親族から育児のアドバイスや育児の協力が無い、育児負担の偏り</li> <li>・経済的に不安定 失業、転職、借金などにより、生活が困窮し余裕がない など</li> </ul>
社会的孤立	<ul style="list-style-type: none"> <li>・友人、親戚、近隣、相談機関等と社会的なつながりが無い、持てない など</li> </ul>



## 5 虐待が及ぼす子どもへの影響

虐待は、子どもに、さまざまな悪影響を及ぼします。

子ども虐待は、その内容、頻度や程度、継続期間によって異なりますが、子どもへの心身の発達、人格形成に様々な影響を与えます。

### (1) 心身への影響

#### ①愛情遮断症候群

栄養不足や心理的、情緒的な影響により、器質的な疾患によらない身長及び体重の増加不良が見られ、また、暴力による器質性の損傷のほか、栄養障害及び環境からの刺激や相互関係の不足による中枢神経系の発達不良により、知的発達の遅滞が伴うこともあります。

※器質・・・組織細胞によって構成される器官の構造的・経常的な性質。

#### ②心的外傷後ストレス障害（PTSD）

過去の虐待等の辛い体験や情景が突然よみがえるフラッシュバックや睡眠中に起きる悪夢や夜驚（悪夢に反応して強い恐怖が生じ、激しく泣く）といった侵入性の精神症状のほか、トラウマ（心理的、精神的な外傷）となった体験につながる会話、人、場所を避ける回避性もしくはそれらの記憶が曖昧になったりする麻痺性の症状があります。

このほか、神経過敏による睡眠障害や ADHD のような注意集中困難な症状を示すことがあります。

※ADHD・・・注意欠陥多動性障害。

不注意（集中力がない）、多動性（じっとしてられない）、衝動性（唐突な行動）の3つを柱にした、年齢あるいは発達に不釣り合いな行動を特徴とする障がい。

#### ③感情や感覚の調整障害

些細なことがきっかけで激しい感情を爆発させるパニック状態になり、器物を損壊させたり、リストカット（自分の腕を傷つける行為）やヘッドバンギング（自分の頭を壁などに打ち付ける行為）などの自傷行為をする傾向があります。

#### ④人格形成への影響

適切なケアを受けることがないと、虐待による心理的な影響が人格の形成を歪めてしまい、人格（パーソナリティ）障がいや解離性同一障害につながっていく場合があります。

※パーソナリティ障害・・・

医学的な「病気」ではなく、精神障がいや薬物使用を理由としない、認知、

感情、対人関係、衝動コントロール面の2領域以上の障害。

社会適応に対する重大な障がいを招きます。

妄想性、統合失調質、統合失調型、反社会性、境界性、演技性、自己愛性、回避性、依存性、強迫性の10タイプに分類。

※解離性同一性障害・・・

何度も強い心理的外傷を受けると、自分で自分を守ろうとするために、自分に起こった出来事を「別の誰か」に起こったこととして、記憶や意識、知覚などを高度に解離してしまふことがあります。

このような状況が継続すると、「別の誰か」になっている間の記憶や意識の喪失が顕著になり、「別の誰か」の人格が形成されてしまう状態になります。

## ⑤身体への影響

暴行による受傷部位や程度、頻度によっては傷跡が残ったり、身体機能が損なわれるといった後遺症が残ったり、死に至ることもあります。また、暴行だけでなく、ネグレクトによる栄養失調や脱水症状、適切な医療を受けられないことでも後遺症が残ったり、死に至ることがあります。

## (2) 対人関係への影響

### ①愛着関係の問題

健康的な心理的、情緒的発達と安定した人間関係の基礎となる愛着の形成不全が見られます。

誰とでも親密な人間関係が築けなかったり、逆に幼少期において初めて出会う人等誰にでもベタベタと接することがあります。

また、虐待者へのしがみつきの結び付けを求めることもあります。

※愛着・・・子どもと養育者との間に形成される身体的、精神的な結びつき。良好な愛着は、安定した対人関係の基礎（基本的信頼関係）となり、共感性、道徳性の発達につながります。

### ②虐待的人間関係の再現性

虐待を受けた子どもは、安心できる環境に置かれると「怒りを買う挑発的な言動」を支援者側にも示します。

虐待的な人間関係のパターンを身につけている傾向があり、このパターンに引きずり込まれて、周囲の大人が子どもに暴言を吐いたり暴力を振るってしまう事態が生じることもあります。

### ③逸脱行為の出現

虐待による心の深い傷からぐ犯行為や性非行等の様々な問題行動へと走ることがあります。

また、叱られるという緊張場面では「凍りつき反応」を見せたり、赤ちゃん返りといった退行行動を示す子どももいます。

※ぐ犯行為・・・保護者の正当な監督に服さない性癖があるなど一定の事由があり、少年の性格や環境に照らして、将来、罪を犯す、または刑罰法令に触れる行為をする恐れのある行為。

### ④自己及び他者のイメージの問題

虐待を受けるのは「自分が悪いからだ」と考えて自分のイメージを悪化させ、行動や情緒、人格の形成に影響を受けます。

「お前は悪い子だ、だめな子だ」と言われ続けることで、自分はダメな人間として、自己評価や自尊感情も低いものとなっていき、劣等感や無力感が生まれます。

また、基本的な信頼感を身につけられず、「人は裏切るに違いない」といった対人不信から「依存と攻撃」「支配と被支配」の対人関係に陥りやすくなります。

※自己評価・・・自分で自分を評価することで、主観的で肯定的な自己評価を「自信」とする場合もあります。

自己評価が低すぎる場合、引きこもりや自傷行為といった問題行動を引き起こす要因にもなります。

※自尊感情・・・自分自身を「価値あるもの」とする評価感情。

自分の存在を価値あるものとして評価し信頼することによって、積極的、意欲的に経験を積み重ね、満足感を持ち、自己にも他者にも受容的でありえます。

### (3) 世代間連鎖の問題

トラブルの解決法として暴力をふるうことを学習し、自分も利用するようになるなど、次世代の親子関係に引き継がれる可能性が指摘されています。

ある調査（アメリカで行われた）では、虐待を受けた子どもの3割～5割が、自分が親になった時に虐待等を繰り返すと言われています。

しかし、逆に見れば、虐待環境にあっても5割～7割の子どもは、友人や配偶者、学校や職場、地域の中での支援者との関わりや良い体験を重ねていくことで力をつけ、虐待をしない親になっていると推察されます。

## 【2】虐待対応の基本的な視点

子ども虐待は、様々な背景や要因が絡み合って生じていることが多く、「保護者に注意し反省を促す」「子どもを施設に入れる（親子を分離させる）」などといった単純な一般論ではなかなか解決にはつながりません。

ケースごとの状況に応じた支援をする必要があり、関係機関間の情報共有や連携した支援が不可欠となります。

### 1 子どもの最善の利益を目的とします

子どもにとって、最も守られるべき権利は「生存権」です。命が失われないことを最優先課題にしなければなりません。そのためには、保護者との信頼関係を維持することも大切ですが、保護者の意向に反しても必要な対応をとらざるを得ないこともあります。

しかし、支援者にとって最善と思われる対応＝（イコール）子どもにとって最善の利益であるとは限りません。将来に渡る子どもの心身の成長や発達への影響を踏まえつつ、どんな支援を行うことが、子どもの安心と安全を確保し、子どもの思いを叶えることなのか、子ども側に立った支援目標を立て、関係機関がそれぞれの役割を認識し、連携して対応することが必要です。

何より、支援者が子どもの不安や心配ごとをしっかりと受け止め、子どもに対して将来の希望や期待につながる具体的な支援を行うことが必要です。

#### ●児童虐待防止法（第1条）

児童虐待防止法の目的を、児童虐待の防止等に関する国や地方公共団体の施策を促進し、もって子どもの権利利益の擁護に資することとしています。

### 2 保護者にも支援が必要です

虐待は、保護者の問題が強調されがちですが、保護者を責めることは解決にはつながりません。当然ながら、虐待行為そのものを許容することはできませんが、理想的な子育ては誰でも難しいことであり、問題点ばかりを指摘して、努力や成果の評価がなく否定ばかりされれば、保護者も前向きな気持ちになれません。

多くの保護者は子どもに愛情を感じています。しかし、適切な育児方法が分からない、相談相手がおらず孤立状態に陥っている、自身の障害（知的、発達、精神）などにより子どもの問題に対処できない、自分の育児負担の中で生じるストレスを子どもにぶつけてしまうなど、課題を抱えながら結果的に虐待状況に追い込まれていることも多々あります。

保護者と支援者が問題や課題、目標を共有、認識し、ともに解決が図れるよう支援していくことが重要です。

## 第2章

### 市における虐待防止ネットワーク

～虐待対応は県や市町の責務です～



# 【1】子ども家庭の相談体制

## 1 家庭児童相談室の役割

- (1) 要対協の調整機能、事務局
- (2) 支援機関

## 2 子ども家庭総合支援拠点の設置

平成28年児童福祉法の改正により、市町は、子どもとその家庭や妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心とした、より専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務まで行う機能を担う拠点の整備に努めることとされました。

野洲市では、令和2年4月1日、家庭児童相談室に子ども家庭総合支援拠点を設置し、調整機関を担っています。

### (1) 子ども家庭総合支援拠点の主な業務

#### ①子ども家庭支援全般にかかる業務

- ・実情の把握、情報の提供、相談等への対応、総合調整

#### ②要支援児童及び要保護児童等並びに特定妊婦等への支援業務

- ・危機判断とその対応、調査、アセスメント、支援計画の作成、支援及び指導 など

#### ③関係機関との連絡調整

- ・関係機関間の調整、協力要請、支援の実施状況の進行管理、評価
- ・支援方針の見直し

#### ④その他の必要な支援

- ・一時保護又は措置解除後の児童等が安定した生活を継続していくための支援 など

#### ○児童福祉法（第10条の2）

市町は、児童及び妊産婦の福祉に関し、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行うための拠点の整備に努めなければならない。

### 3 要保護児童対策地域協議会の設置

虐待を受けている子どもや支援を必要としている家庭を早期に発見し、適切な保護や支援を図るためには、関係機関の間で情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していくことが重要であることから、野洲市では、平成17年に要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」という。）を設置しました。

協議会は、福祉・保健・医療・教育・警察などの関係機関（者）により構成する法定協議会で、要保護児童等に関する情報の交換や、支援内容の協議を行っています。

#### （1）協議会の対象者

協議会の対象者は、虐待を受けた子どもに限らず非行児童など保護・支援を要するすべての子ども及びその保護者又は特定妊婦も含まれます。

- ◆要保護児童…保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童。（保護者の家出、死亡、離婚、入院、服役などにある子どもや虐待を受けている子ども、家庭環境などに起因して非行や情緒障害を有する子どもなど。）
- ◆要支援児童…要支援児童とは、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童であって要保護児童にあたらない児童。（育児不安を有する親の元で監護されている子どもや養育に関する知識が不十分のため不適切な養育環境に置かれている子どもなど。）
- ◆特定妊婦…出産後の子どもの養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦。（妊娠中から家庭環境におけるハイリスク要因を特定できる妊婦であり、経済的に不安定である、家族構成が複雑、親の知的、精神的障害などで育児困難が予測される場合など。）

#### ○児童福祉法（第25条の2）

地方公共団体は、要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者（以下「関係機関等」という。）により構成される要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」という。）を置くように努めなければならない。

2 協議会は、要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦に関する情報その他要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、支援の内容に関する協議を行うものとする。

## (2) 協議会の仕組み

協議会は、代表者会議・実務者会議・個別ケース検討会議の三層構造で構成され、それぞれが有効に機能することで適切な支援を図ります。

### 【代表者会議】

広範囲の部局又は関係機関の代表者等により構成する会議（年2回開催）

- ・実務者会議等が円滑に運営されるための環境整備
- ・要保護児童等の支援に関するシステム全体の検討
- ・実務者会議などの活動状況の評価
- ・児童相談に関するシステム構築などの検討

### 【実務者会議】

各関係機関の支援の状況を把握している実務の担当者で構成される会議（毎月開催）

- ・定期的な情報交換や個別ケース検討会議で課題となった点の更なる検討
- ・虐待ケースについての定期的な状況のフォロー
- ・主担当機関の確認、支援方針の見直しと終結の判断
- ・要保護児童支援対策を推進するための啓発活動
- ・協議会年間活動方針の策定、代表者会議への報告

### 【個別ケース検討会議】

個別の要保護児童等に対する具体的な支援等を検討するため、その子どもに直接関わりを有している担当者等により開催する会議（適時開催）

- ・虐待ケースの緊急度、重症度の判断などのアセスメント
- ・要保護児童等の状況の把握や問題点の確認
- ・支援の経過報告及びその評価、新たな情報の共有
- ・支援方針の確立と役割分担の決定及びその認識の共有
- ・ケースの主担当機関と主たる支援機関の決定
- ・実際の支援、支援方法、支援スケジュールの検討



## (3) 関係機関間の連携強化

子ども虐待は、保護者や子どもの身体的、精神的状況、養育環境や社会的背景など様々な要素が絡み合って起こるものであり、単独の機関だけで対応できるものではありません。

個人や単独の機関で情報を抱え込むことなく、情報を共有して各機関が果たすべき役割を認識し、早期に適切な支援を行うことが重要です。

このため、協議会は、必要があるときは関係機関等に対して情報提供等の協力を求めることができます。

令和2年4月、児童福祉法において、関係機関等は協力の求めがあった場合には、これに応ずるよう努めなければならないことが明記されました。

○児童福祉法（第25条の3） ※下線は令和2年4月1日施行

協議会は、必要があると認めるときは、関係機関に対して資料または情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

関係機関等は協力の求めがあった場合は、これに応ずるよう努めなければならない。

●児童虐待防止法（第5条） ※下線は令和2年4月1日施行

→ 学校、児童福祉施設、病院、都道府県警察、婦人相談所、教育委員会、配偶者暴力相談支援センターその他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士、警察官、婦人相談員その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

2 前項に規定する者は、児童虐待の予防その他の児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援に関する国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めなければならない。

#### （4）協議会における守秘義務

要保護児童対策地域協議会構成員（構成員であった者も含む）には守秘義務が課されており、罰則規定の適用があります。

このため、協議会の構成員以外の者と連携を図る際には、この守秘義務との関係に留意した対応が必要です。

千葉県野田市の虐待死亡事例（野田市教育委員会が父親に被虐待児のアンケートの写しを渡してしまったケース）を教訓に、より確実に児童虐待を受けたと思われる児童の権利を守るため、関係機関の職員においては、正当な理由がなく、児童虐待を受けたと思われる児童に関する秘密を漏らしてはならないことが、改めて明確化されました。

○児童福祉法（第25条の5）

当該各号に定める者は、正当な理由がなく、協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

- 1 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であつた者
- 2 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者
- 3 前二号に掲げる者以外の者 協議会を構成する者又はその職にあつた者

○児童福祉法（第61条の3）

守秘義務に違反した場合、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

●児童虐待防止法（第5条） ※下線は令和2年4月1日施行

3 第1項に規定する者は、正当な理由がなく、その職務に関して知り得た児童虐待を受けたと思われる児童に関する秘密を漏らしてはならない。

4 前項の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第2項の規定による国及び地方公共団体の施策に協力するように努める義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。

## 4 子ども家庭相談センター（児童相談所）との連携

県内には、3か所、子ども家庭相談センター（中央、彦根、大津・高島）が設置されています。子ども家庭相談センターには一時保護所が併設されており、緊急時の子どもの保護にも備えています。大きくは、虐待通告を受けて初期対応する虐待対応係と、地区毎に担当する相談係とに分かれています。地区担当の児童福祉司は各種の相談を担当し、児童心理司や医師とチームを組んで相談に応じています。

また、子ども虐待とDV（ドメスティック・バイオレンス）は密接な関係があることから、野洲市を担当する中央子ども家庭相談センターは、児童相談所の機能と併せて婦人相談所を併設、配偶者暴力相談支援センターとしての相談機能も有しています。

市町は、子ども家庭相談センターの役割を理解し、連携していくことが大切です。

### （1） 子ども家庭相談センターの機能

#### ①基本的機能

- 市町村援助機能

市町による子ども家庭相談への対応について、市町相互間の連絡調整、市町に対する情報の提供その他必要な援助を行います。

- 相談機能

専門的な知識や技術を必要とする子ども家庭相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものについて、必要に応じて子どもの家庭、地域状況、生活歴や発達、性格、行動等について、専門的な角度から総合的に調査、診断、判定し、それに基づいて援助方針を定め、関係機関等と連携し子どもの支援を行います。

- 一時保護機能

必要に応じて子どもを家庭から分離して一時保護を行います。

- 措置機能

子ども又は保護者への児童福祉司等による指導や、乳児院や児童養護施設等の児童福祉施設への入所、又は里親に委託する等の措置を行います。（知事の権限の委任）

#### ②市町との連携における役割

- ケースの初期対応や進行管理、一時保護等の必要性の判断等、市町の児童家庭相談の対応についての技術的援助や助言を行います。

- 市町では対応が困難なケースの送致を受け、子どもの安全確保のために立入調査や一時保護、児童福祉施設入所措置等の権限を活用し、子どもや保護者に対する専門的な支援を行います。

#### ③子ども虐待対応における主な権限

- 子ども家庭相談センターは、子ども虐待対応に関して、法に定める権限を有しています。実際に権限を行使する際には、必要に応じて市町に協力を求められることがあります。

## 児童相談所（子ども家庭相談センター）の主な法的権限

- ・ 一時保護（○児童福祉法第33条）

児童相談所長が一時保護を必要と認める場合には、保護者の意に反しても一時保護を行うことができる。

- ・ 立入調査（●児童虐待防止法第9条及び第10条、○児童福祉法第29条）

児童虐待が行なわれているおそれがあるときは、職員を子どもの住所又は居所に立ち入らせ、必要な調査、質問をさせることができる。（罰金規定あり）

また、必要があると認めるときは、警察署長に援助を求めることができる。

- ・ 臨検又は搜索（●児童虐待防止法第9条の3～10条の6）

保護者が児童相談所長による出頭要求、再出頭要求を拒否した場合において、児童虐待が行なわれている疑いがあるときは、子どもの安全の確保のため、地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の許可状により児童相談所の職員等に子どもの住所若しくは居所に臨検させ、又は子どもを搜索させることができる。

臨検・・・住居等に立ち入ること

搜索・・・住居その他の場所に人の発見を目的として捜し出すこと

- ・ 家庭裁判所の承認による施設入所、里親委託（○児童福祉法第28条第1項）

虐待等により著しく児童の福祉を害する状態にも関わらず、保護者が施設入所等に同意しない場合、家庭裁判所に申し立て、承認を得たうえで施設入所措置等を行うことができる。（措置期間は2年を超えてはならないとされているが、家庭裁判所の承認を得て更新も可能。）

- ・ 虐待を行った保護者への指導（●児童虐待防止法第11条）

保護者が指導勧告に従わなかった場合、子どもを一時保護や審判による入所措置等を行うことができる。

- ・ 面会または通信制限（●児童虐待防止法第12条）

児童福祉法第27条に基づく施設等入所措置がとられた場合、児童虐待防止および子どもの保護の観点から、保護者が子どもと面会したり、通信することを制限することができる。また、一時保護および児童福祉法第27条の同意等の入所措置中の子どもについても、同様に制限することができる。

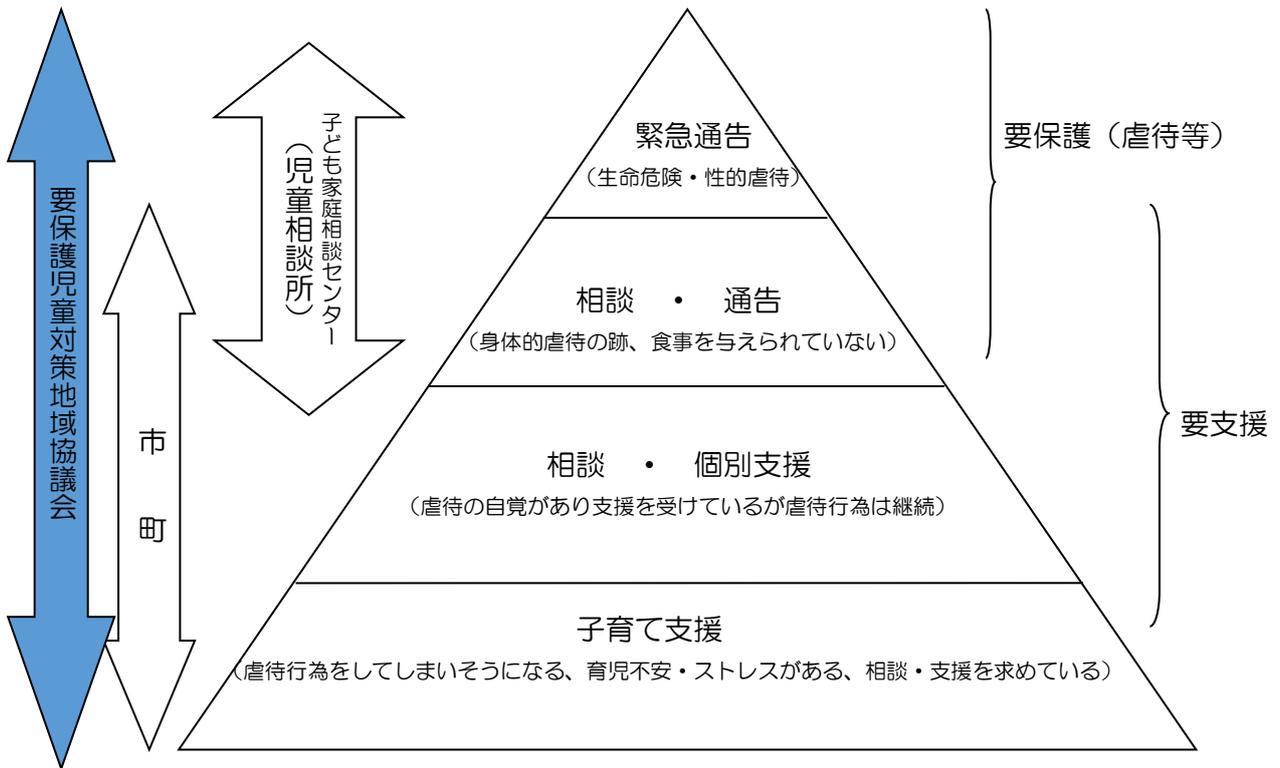
- ・ つきまとい又ははいかひの禁止命令（●児童虐待防止法第12条の4）

児童福祉法第28条に基づく強制施設等入所措置がとられた場合、保護者に対してその身辺へのつきまといや住居や就学する学校等の付近へのはいかひを禁止することを命ずることができる。

- ・ 家庭裁判所による親権停止の請求（◎民法第834条）

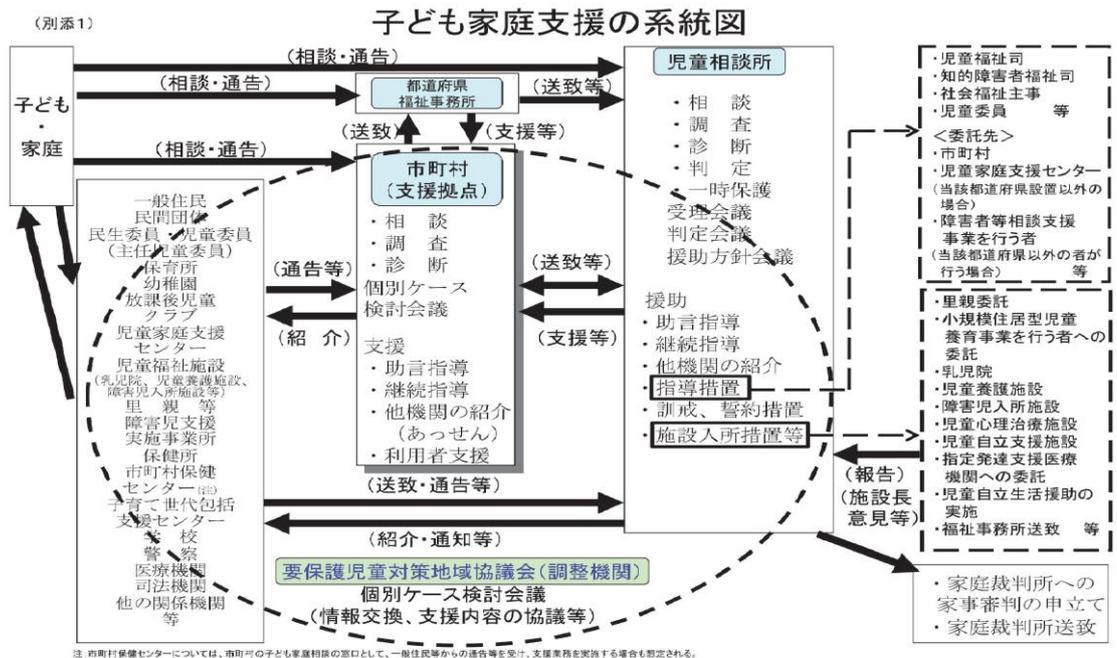
児童福祉法第28条による施設入所後、子どもの進学やアルバイトの開始、施設退所後の就職自立の準備を進める場合などに、親権者が子どもの意向を拒否したり同意せず、強く干渉したときは児童福祉法第28条による承認だけでは対応出来ないため、家庭裁判所に対し親権の停止の請求ができる。親権停止が認められるのは「父又は母による親権の行使が困難又は不適当であることにより子の利益を害するとき」であり、承認期間は2年を超えない範囲とされ、更新、延長する規定はない。（必要な場合は、再度審判の申し立てを行う。）

# 子ども家庭相談センターと市の役割分担（イメージ）



※ 市の基準表については、P20参照

# 子ども家庭相談体制（図）



市町村・児童相談所における相談援助における相談援助活動系統図（厚生労働省／市町村児童家庭相談援助指針）

野洲市基準表

役割	ラック	区分	モタリツク 頻度	区分け	凡例	
					身体的	精神的
中央子ども家庭相談センター 家庭児童相談室 要保護児童対策地域協議会	S	生命危険		子どもの生命に危険がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体的暴力による、生命の危険がある外傷がある。または外傷を受ける危険性が高い。 (頭部外傷、腹部外傷、窒息、重度の骨折や火傷、眼球への暴力など)</li> <li>医療を必要とするほどの外傷がある、または外傷を受ける可能性が高い。 (骨折、裂傷、目の外傷、火傷、打撲症など)</li> <li>成長障害や発達遅滞が顕著</li> <li>身体的傷害の後遺症の可能性のある症状がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ネグレクトによる死亡の可能性が高い。 (子どもの生理的欲求に対するケア不足、怪我や疾病の医療未受診・放置。肺炎、敗血症、脱水症など)</li> <li>うつ状態、自殺企図、凍てつくような無感動・無反応・無表情など、精神的ダメージが大きい。</li> <li>自我崩壊、ホルモン失調、心因性律動運動、憤怒が現れ、異食・貪食、拒食・過食。</li> <li>生存に必要な衣食住のケア不足 (閉じ込め、監禁を含む)</li> <li>明らかでない虐待</li> </ul>
	A	A1 (重度)	月1回以上	今すぐには生命の危険はないと感じられるが、現に子どもの健康や成長発達に重要な影響が生じている、あるいは生じる可能性がある。子どもを保護するため、介入が必要である。	<ul style="list-style-type: none"> <li>比較的軽度だが、非偶発的な外傷がある (打撲、傷、擦過傷、内出血、火傷(タバコ)など)</li> <li>慢性的な虐待がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自閉傾向、強い攻撃性・破壊性。</li> <li>日常生活に支障を来すおそれのある精神症状(急激な発熱・嘔吐、円形脱毛症、徘徊など)</li> <li>さわめて不衛生、不潔。長時間の放置。</li> <li>養育者の精神疾患による養育環境の確保困難など。</li> </ul>
	A	A2 (中度)	3か月以内	今入院を必要とするほどの外傷や栄養障害はないが、長期的に見ると子ども的人格形成に悪い問題を残すことが危険される。自然過程での改善の可能性は低い。	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療行為の必要がなく、外傷が残るほどではない暴力がある。</li> <li>虐待的な外傷(継続性はない)。 (虐待者側には病理性が認められないこと。)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>軽い虚言、不従順、多弁、食思不振、不活発、集団に入れないなど</li> <li>子どもに健康問題を起こすほどではないが、子どものケアにムラがあり、ときどきケアを受けていない。</li> </ul>
B	虐待危険	要	6か月以内	児童の安全は確保されているが、安定した生活をしていないか確認が必要。 ⇒モニタリング継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>暴力やネグレクトなどの児童虐待行為はないが、「叩いてしまう」「暴言してしまおう」などの児童への虐待を危惧する訴えがある。</li> <li>本人への直接的な虐待はないが、兄弟への虐待を目撃している可能性がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特に問題なく過ごしている。</li> </ul>
	C	関係機関見守り	年2回	関係機関(園、学校)との情報共有において、特に問題なく過ごしている。 ⇒1回目、モニタリング継続 ⇒2回目、問題なければ終結	<ul style="list-style-type: none"> <li>・虐待などの外傷はない。</li> </ul>	
		子育て支援	不定期	育児不安や子育てに悩んでいる。相談、助言の求めがある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育てに関する心配ごとがある。</li> <li>・虐待の恐れはない。</li> </ul>	

※ランクの変更については、室会議にて情報共有を基本とする。  
 ※兄弟のうち一部の者だけが終結となる場合もあり得るが、目撃している可能性も高いためBでモニタリングを継続することも検討。  
 ※C(関係機関見守り)については、情報共有の記録作成時において「モニタリング継続」「問題なければ次回終結」「今回をもって終結」などを加える。  
 ※情報共有を行う際は、必ず事前にケース状況、記録を確認し、関係機関とともに「モニタリング継続」「終結」等の確認を行う。  
 ※終結については、児相定例会、実務者会議においても確認する。  
 ※転出等による移管は、要保護、要支援ケースとも行う。

## 第3章

### 子ども虐待への具体的対応

～発見・通告・支援～



## 【1】子ども虐待発見時の通告義務と個人情報保護

虐待の悲劇を未然に防ぐには、早い段階で虐待を発見し対応することが求められます。虐待を早期に発見するためには、危険を知らせるサインを見逃さないことです。「おかしい」「何か違う」と感じたら要注意です。

### 1 虐待の通告義務と守秘義務

子ども虐待が疑われる場合を含め、そのような子どもを発見したときは、通告することが義務とされています。通告することは守秘義務違反にはあたらず、子どもの安全が最優先されることが法令でも定められています。

通告は、子どもを守るだけでなく子育てに悩みながら虐待してしまう親を救い、適切な親子関係を築ける一歩となります。

通告先としては、子ども家庭相談センター及び家庭児童相談室が位置付けられています。

#### ●児童虐待防止法（第5条）

学校、児童福祉施設、病院その他の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士、その他児童の福祉の職務上関係のある者は児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

#### ○児童福祉法（第25条）

要保護児童を発見した者は、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

#### ●児童虐待防止法（第6条第1項）

児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

#### ●児童虐待防止法（第6条第3項）

刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第1項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。

#### ●児童虐待防止法（第7条）

通告を受けた市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所の所長、所員その他の職員及び当該通告を仲介した児童委員は、職務上知り得た事項であって当該通告をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

### ☆子ども虐待の連絡、子どもに関わる相談

- ・野洲市役所 子育て家庭支援課（家庭児童相談室）  
Tel077（587）6140（平日 午前8時30分～午後5時15分）  
Tel077（587）1121（夜間・休日）
- ・児童相談所全国共通ダイヤル Tel189（いちはやく）（24時間受付）
- ・虐待ホットライン（滋賀県中央子ども家庭相談センター）  
Tel077（562）8996（24時間受付）

☆一刻を争うような場合は「110番通報」や警察署に連絡してください。

- ・守山警察署 Tel077（583）0110

## 2 支援が必要な妊婦や子どもの情報提供による虐待発生予防

虐待発生時の迅速、的確な対応と合わせて、支援を要する妊婦（特定妊婦）や支援が必要な子ども（要支援児童）及びその家庭への積極的なアプローチが必要です。

情報提供する際は、本人や保護者の同意の有無等を伝え、家庭児童相談室がその家庭にアプローチする方法等について情報共有し、家庭児童相談室と関係機関が協力して早期に支援を開始することで、子ども虐待の発生予防に取り組みます。

○児童福祉法（第21条の10の5）

→ 病院、診療所、児童福祉施設、学校その他児童又は妊産婦の医療、福祉又は教育に関する機関及び医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他児童又は妊産婦の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者は、要支援児童等と思われる者を把握したときは、当該者の情報をその所在地の市町村に提供するよう努めなければならない。

2 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前項の規定による情報の提供をすることを妨げるものと解釈してはならない。

## 【2】子ども虐待への対応

各市町は、通告の受理機関です。

子どもと家庭に最も身近にある子ども家庭相談窓口（法第10条）であり、虐待通告先（児童虐待防止法第6条）としても位置付けられています。

### 1 通告受付（インテーク：受理）

#### （1）受付体制の整備

虐待通告はいつでも受け付けます。

「担当者がいないので、明日、再度ご連絡いただけないでしょうか」などという対応は絶対に避けなくてはなりません。手遅れになる恐れが生じてしまいます。

通告を受けた場合、必要な聞き取りに漏れが生じないよう、「虐待通告受付票」を活用し、聞き取りを行います。

※夜間休日対応についても、宿直・日直職員から連絡が取れる体制をとっています。

#### （2）通告受付の方法

虐待相談は、文書、口頭、電話等、その方法にかかわらず、虐待の疑いのある子どもについての相談（情報提供を含む）があった場合は、原則すべて「通告」として受付します。

通告者を特定させる情報を漏らすことは児童虐待防止法で禁じられています。

#### 子ども本人からの相談

子ども本人からの相談を受ける際は、特別な配慮が必要です。

子どもの年齢に応じた言葉遣いで子どもの話に耳を傾け、子どもが嫌だと思った気持ちを話せるような言葉がけをし、無理のないように事実関係を確認し、子どもの視点で問題を理解するように努めます。子どもが保護を求めている場合は、一時保護も念頭に、子どもの所在を確認し、早急に直接会って面談するようにします。

#### 保護者からの相談

まずは、保護者との信頼関係を形成することが重要です。信頼関係ができないと、支援は深まっていかないものです。そのためには、丁寧な傾聴により感情、行動や感じ方の理解に努め、保護者の立場に立とうとする姿勢が大切です。

信頼関係とは、単に親しくなることではありません。あくまで問題解決をめざすために結ばれる社会的な関係であることを忘れず、支援者の責務や関われる範囲を認識しておくことが重要であり、できないこと、認められないことは明確にしなければなりません。

#### 市民からの通告、相談

通告そのものに謝意を伝え、通告者が何でも話せるように問いかけ、具体的に聞き取っていきます。主観的な判断で語っている場合は、「そう思ったのは、どんなことがあったからですか」「あなたがそう思ったのですか」「本人がそう言いましたか」など、根拠となる事実を1つずつ確認します。話を続けることにためらいがあるようなら、匿名性が確保されていることを伝え、疑問や不安の内容を聞き取り、解消するよう心がけます。



### (3) 受理会議

受け付けた通告について、その緊急度、要保護性を早急に判断することが必要です。家庭児童相談室において協議を行い、聴取した職員の主観で「虐待でない」「緊急性はない」などと判断し、通告を放置することがないようにします。

受理会議では、

- ・当面の方針、主たる担当者等を決定
- ・緊急度合い、介入の必要性のアセスメント
- ・子どもの安全確認についての方法の検討  
「いつ」「どこで」「誰が」「どんな体制で」「どのような目的で」「どのように」
- ・子ども家庭相談センターへの相談・援助依頼送致の必要性の判断

を決定します。

### (4) 安全確認と調査（情報収集）

虐待の通告を受け、緊急度、要保護性を判断するにあたっては、迅速性が求められます。

児童虐待防止法では、安全確認を「速やかに」行うことが規定されています。

また、受け付けた通告の内容については、具体的な事実の確認が必要になります。関係機関に情報の提供を求めたり、家庭訪問をしたりするなどして、その後の支援内容や方法を決定するために必要な情報を収集します。

#### ●児童虐待防止法（第8条第3項）

児童の安全の確認を行うための措置、市町村若しくは児童相談所への送致又は一時保護を行う者は、速やかにこれを行うものとする。

※児童相談所では、「速やかに」の目安を「通告を受けてから原則として48時間以内と捉えて児童を目視確認することとしています。

### (5) 支援計画（プランニング）、実践と評価（アセスメント）

受理会議や安全確認、調査によって支援が必要と判断した場合は、早々に支援方針（目標）を設定します。必要に応じて要保護児童対策地域協議会の個別ケース検討会議を開催し、支援の現実的かつ具体的な方法と、役割分担を検討します。

また、実務者会議において、支援を行っている要保護児童ケースの総合的な把握、進行管理を行います。

### (6) 見守り、経過観察（モニタリング）

家庭という密室で深刻化し、保護者や子ども自身が窮状を訴えることが少ない子ども虐待において、「見守り」も重要な支援方法の1つとして検討します。

「見守り」の方法は多種多様な形があり、関係機関の間での認識がズレたり、見守りを行う機関が何をしたいかわからず漠然と対応してしまわないよう、「何の目的で」「誰が」「何を」「どういう方法で」行い、「どこに」「いつまでに」報告するのかを明確にする必要があります。

## (7) 終結

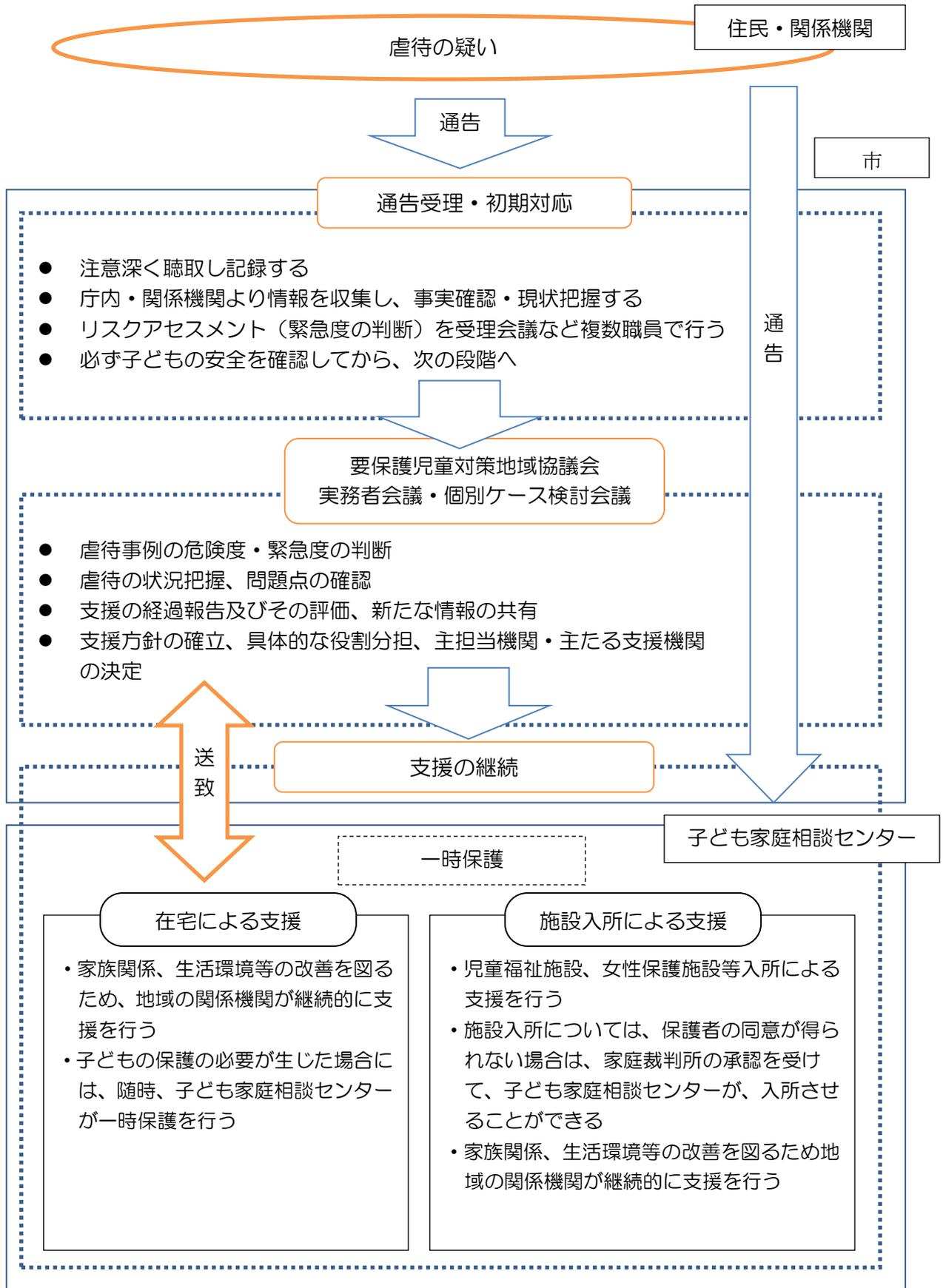
支援は、目標の達成とともに終結します。

終結はすべての関係の打ち切りではなく、ひとつの区切りであり、新たな要支援状況が生まれれば再受理し、支援を始めることになるため、気になる事象が発生した際は連絡を入れてもらえるよう伝えておくことが必要です。

終結の基準（判断の目安） ※厚生労働省：市町村子ども家庭支援指針

- ・虐待の疑いがあり、子どもの権利の観点から十分に調査したが、支援の必要がないと判断したとき。
- ・支援により状況が改善し、継続した支援の必要がなくなったと判断したとき。  
（解決のほか、軽減、緩和も含む。）
- ・「とても安定している」「情報の変化がほとんどない」などの状況が6か月以上継続した時点で情報収集し、変化がないとき。  
（虐待の緊急度が最重度、重度ケースは継続管理、特定妊婦および乳児のケースは最低でも3歳まで継続管理を行う。）
- ・心配要素はあるが、他機関での支援、ケース管理ができ、引き継ぎを終えたとき。
- ・管轄外へ転居したとき。（情報提供を行い、当該自治体等へ移管する。）
- ・子どもが満18歳に達した場合で、必要に応じた適切な支援機関に引き継ぎ出来たとき。
- ・養子縁組等により親子分離され、家庭復帰の可能性がなく、保護者支援が不要と判断されたとき。
- ・子どもが死亡したとき。
- ・その他（相談種別の変更など）。

# 虐待の通告受理から対応・支援までの流れ



●児童虐待防止法（第5条）

学校、児童福祉施設、病院、都道府県警察、教育委員会、配偶者暴力相談センターその他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士、警察官、婦人相談員その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

2 前項に規定する者は、児童虐待の予防その他の児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援に関する国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めなければならない。

3 第1項の規定する者は、正当な理由がなく、その職務に関して知り得た児童虐待を受けたと思われる児童に関する秘密を漏らしてはならない。

4 前項の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第2項の規定による国及び地方公共団体の施策に協力するよう努める義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。

5 学校及び児童福祉施設は、児童及び保護者に対して、児童虐待の防止のための教育又は啓発に努めなければならない。

●児童虐待防止法（第6条）

児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

2 前項の規定による通告は、児童福祉法第25条第1項の規定による通告とみなして、同法の規定を適用する。

3 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第1項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。

●児童虐待防止法（第7条）

市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所が前条第1項の規定による通告を受けた場合においては、当該通告を受けた市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所の所長、所員その他の職員及び当該通告を仲介した児童委員は、その職務上知り得た事項であって当該通告をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

## 2 一時保護、退所に向けた支援

### (1) 一時保護

一時保護は、緊急度、重症度の高い場合に、子どもの生命の安全確保を最優先に、子ども家庭相談センターの判断で行います。

一時保護の期間は、原則2か月を超えてはならないとされており、親権者等の意に反する一時保護が2か月を超える場合は、家庭裁判所の承認が必要です。

子どもの安全に関する判断は、「緊急度アセスメントシート」等の客観的指標を参考にして行います。

一時保護が必要とされた場合は、保護者にその理由や目的等について説明し、同意を得るよう努めますが、事例によっては保護者に同意を求めず子ども家庭相談センターが職務権限により一時保護に踏み切ることもあります。

その場合、保護者からの強い反発や、関係機関に対して一時保護への関与や経緯の説明を求められたり、その責任や姿勢を厳しく責め立てられることがあるため、子ども家庭相談センターと市町は連携して対応することが重要です。また、保護者による激しい抵抗に遭う場合は、警察署の援助を求めることがあります。

市町は、保護者に対し、

- ・子どもの安全や福祉を考え、子ども家庭相談センターに法的に協力する義務がある
- ・一時保護は子ども家庭相談センターが実施したことである
- ・一時保護に関しては、子ども家庭相談センターとよく話し合ってもらいたい
- ・今後も保護者とは、子どもに関して一緒になって考えさせてもらいたい 旨を伝えます。

### (2) 退所（家庭引き取り）に向けての支援

子ども家庭相談センターは市町などと連携し、在宅支援に切り替えるための準備を行います。

絶対に虐待や不適切な養育状態が再発しないと確信がもてる段階まで在宅支援は出来ないと考えるのではなく、多少の不安や問題が残されていても、子どもの安全が確保され、保護者が虐待の事実と真剣に向き合い、再び子どもとともに生活ができること（家族の再統合、親子関係の修復など）は、子どもの福祉にとって、最も望ましいからです。

子どもの引き取りに際しては、事前に要保護児童対策地域協議会の会議で、当面の具体的な支援と役割等を子ども家庭相談センター、市町各関係機関で確認し共有します。

また、保護者に対しては家庭引き取り後の具体的な約束事を明確に示し、同意を取り付けるとともに、子どもには虐待が再発したときの緊急避難先や連絡先を覚えておくなどの対策も講じておきます。



## 第4章

### その他



# 【1】DV（ドメスティック・バ イオス）と子ども虐待との関係

## 1 DV（ドメスティック・バ イオス）とは

DVとは、一般的には恋人や配偶者など親密な関係にある（あった）パートナーから行われる暴力のことで、18歳未満の子どもがいる家庭内でDVが行われることは、児童虐待防止法では、児童虐待であると定義されています。家庭内でのDVは、同居する子どもに著しい心理的外傷を与えることになるからです。

子どもへの虐待とDVは同時に行われるケースもあるので、DVを見かけたりDVの訴えがあった場合は、子どもへの虐待を疑ってみる必要があります。

### （1）相手への暴力

DVの形態として、次のようなものがあります。

分類	内容
身体的暴力	殴る・蹴る。平手打ちする。棒でたたく。突き飛ばす。髪を引っ張る。タバコの火を押し付ける。刃物を突きつける。首をしめる。等
心理的暴力	「口答えするな」「出て行け」と怒鳴る。外出や電話を細かくチェックする。他人の前で恥ずかしい思いをさせる。実家や友人との人付き合いの邪魔をする。無視する。欠点をあげる。手紙を勝手に開ける。持ち物を勝手に点検する。物を投げつける。脅す。等
性的暴力	したくないセックスをさせられる。望まない妊娠や中絶を強要する。避妊や性病予防に協力しない。無理やりポルノビデオやポルノ雑誌を見せたり写真をとる。等
経済的な暴力	生活費を渡さない。酒やギャンブルにのめりこむ。愛人に生活費を使い込む。健康保険証を取り上げ病院へ行かせないようにする。等
子どもを巻き込んだ暴力	子どもに暴力を見せる。子どもに無理な要求を押し付ける。子どもを取り上げる。子どもを危険な目に合わせる。等

#### ●児童虐待防止法（第2条）

この法律において、「児童虐待」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）がその監護する児童（十八歳に満たない者をいう。以下同じ。）について行う次に掲げる行為をいう。

1～3（略）

4 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。第十六条において同じ。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

## (2) DVが子どもへ及ぼす影響

家の中でDVが行なわれると、子どもはその音や声を聞くことに怯え、寝られなくなります。生活リズムが崩れて身体に不調が出てきたり、暴力の現場を見ていれば、トラウマ（心的外傷）として残ります。

また、「自分が親の間の暴力を止められない」と無力感や罪悪感を持ってしまう子もいます。すると、自己評価が低くなり、心の発達にも影響します。対人関係がうまく築けなかったり、感情のコントロールがうまく出来なくなったりすることにつながっていく恐れもあります。

脳科学の研究では、親の怒鳴り声を聞くと、子どもの脳に悪影響が起きるという指摘もされています。

### ①子どももDVの直接的な被害者になるという影響

- ・加害者が母を心理的にコントロールするために、子どもに暴力をふるう（身体的虐待・性的虐待・ネグレクト・心理的虐待）
- ・暴力を受けている母をかばう時に、子どもが巻き込まれてしまう（身体的虐待）
- ・暴力をふるわれる母が行き場をなくし、子どもに暴力をふるってしまう（身体的虐待・心理的虐待）
- ・暴力をふるわれた母親が、子どもの要求にこたえられなくなる（ネグレクト）

### ②暴力の目撃者になることでの影響

- ・両親の暴力現場と愛着の繰り返しを見続けることで情緒不安定となる（心理的虐待）

### ③暴力が世代から世代へ受け継がれていく（世代間連鎖）

- ・DVが行われている家族を通して、子どもは暴力的な男女関係や人との関わり方を学んでしまう可能性がある

### ④子どもの安全な生活や発達が保障されない

- ・DVにさらされることで、自尊感情や自己肯定感が持てなくなり、精神的に不安定な状況が続き、不登校や成績低下、家出、非行、自傷行為などの状況を引き起こす

## 【2】 養育支援訪問事業

養育支援訪問員が、子どもの養育に不安を抱えている家庭や、子育て支援が必要な家庭、妊娠期から不安を抱える家庭などの相談に応じ、指導や助言を行います。

また、育児や家事の支援や援助が必要な家庭にヘルパーを派遣し、養育環境を整える支援を行います。

子どもの状況（未熟児、発達状態の遅れなど）や養育者との関係性（分離歴、接触度など）や養育者の状況（特定妊婦、支援者がいない、精神疾患があるなど）に不安のある家庭を訪問することで、虐待のおそれやそのリスクを抱える家庭の状況を把握し、虐待の防止、早期発見を図ります。

### 1 養育支援

#### (1) 対象者

- ・若年妊婦や妊娠健診未受診者、望まない妊婦等の継続的な支援を特に必要とする家庭
- ・産後（1年程度）による育児ストレス、産後うつ状態、育児ノイローゼ等の問題で子育てに対して強い不安や孤立感等を抱える家庭
- ・食事、衣服、生活環境について、不適切な養育状態にある家庭など、虐待のおそれやそのリスクを抱え、特に必要と認められる家庭
- ・児童養護施設等の退所又は里親委託の終了により、児童が復帰した後の家庭

#### (2) 支援の内容

- ・養育支援訪問員の専門的相談支援  
食事、衣服、生活環境等についての援助や助言を行い、家庭の養育力や児童自身の生活能力の向上を図ります。
- ・ヘルパー派遣による育児、家事支援
  - 育児支援・・・ミルク授乳（食事介助）  
おむつ交換  
沐浴介助、着替え介助  
育児に関する簡易な相談助言 など
  - 家事支援・・・食事の準備及び片付け  
衣類の洗濯、洗濯物干し、取り入れ、アイロンかけ  
居室等の清掃、整理整頓  
生活必需品の買い物（原則市内）  
家事に関する簡易な相談助言 など

#### (3) 派遣の期間及び回数

- ・ヘルパー派遣は、原則最大2か月間、1週間あたりの利用回数は2回が限度です。

## 第5章

### 参 考 资 料



年 月 日

家庭児童相談室長 あて

保育園長・幼稚園長・学校長名

## 通 告 書

児童福祉法第25条及び、児童虐待の防止等に関する法律第6条第1項により、下記のとおり通告します。

1. 子どもの氏名 ( ) 保・幼・小・中・高 ( ) 学年
2. 生年月日
3. 住 所
4. 保護者氏名 ( ) ( )
5. 虐待の状況 (誰から・いつから・頻度・どのような・児童の過去と現在の状況)
6. 家族の状況 (家族構成 (同居人含む。)、親の就労状況など)
7. 学校生活の児童の様子 (健康状況、就学状況、学力程度など)
8. 対応意見 (学校・スパック会議等での現在と今後の対応と意見)

※1. 通告については、基本的には、児童虐待防止法第6条に規定されているとおり、発見したものが電話等に対応することは可能であり、緊急の場合などは、この様式にこだわるものではないこと。

2. 通告した後も、通告先をはじめとする関係機関との連携を図り、対応すること。

虐待通告受付票

受付 No. —

聴取者 ( )

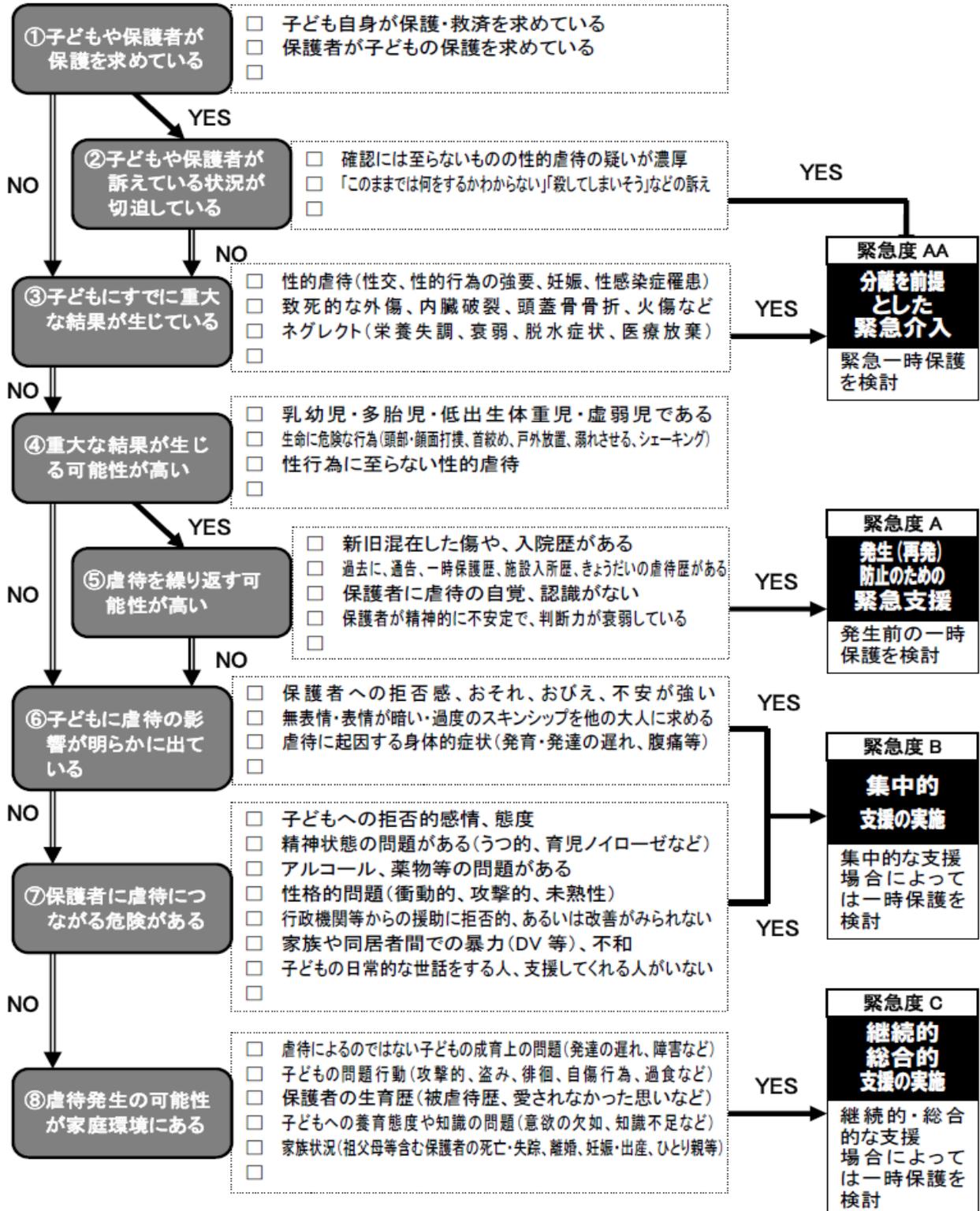
受付年月日		平成 年 月 日 ( )		午前・午後 時 分	
子ども	ふりがな氏名				
	生年月日	平成 年 月 日生 ( 歳 ) 男・女			
	住所				
	就学状況	未就学 保・幼・小・中・高校 年 担任名 ( )			
保護者	ふりがな氏名	(実・養・継父 )	(実・養・継母 )		
	生年月日	年 月 日生 ( ) 歳	年 月 日生 ( ) 歳		
	職業				
	住居状況	アパート・マンション・公営住宅・1戸建て・間借り			
虐待内容		(虐待の内容・部位・程度) ・誰から ・いつから ・頻度は ・どんなふう			
虐待の種類		(主◎従○: 身体的 / 性的 / ネグレクト / 心理的 )			
子どもの状況		・現在の居場所: ・保育所等通園の状況:			
家庭の状況		・家庭内の協力者 ( ) ・家族以外の協力者 ( ) <span style="display: inline-block; width: 20px; height: 10px; background-color: #90EE90; border: 1px solid black; margin-right: 5px;"></span> <span style="display: inline-block; width: 20px; height: 10px; background-color: #90EE90; border: 1px solid black; margin-left: 5px;"></span> ・きょうだいの有無 有・無 ・同居家族	転入 年 月 日 より		
情報源と保護者の了解		・通告者は 実際に目撃している・悲鳴や音等を聞いて推測した ・通告者は 関係者 ( ) から聞いた ・保護者は この通告を (承知・拒否・知らせていない)			
通告者	氏名				
	住所	電話			
	関係	家族・近隣・学校・保育所・病院・保健所・福祉事務所・児童委員・警察			
	通告意図	子どもの保護・調査・相談			
	調査協力	調査協力 ( 諾・否 ) 市からの連絡 ( 諾・否 )			
通告への対応		・市で実態把握する ・その他 ( )			
聴取者の感想					
受理会議		年 月 日 受理		ファイル作成	
		(参加者)		要・不要	

# 緊急度アセスメントシート

児童氏名 \_\_\_\_\_

(作成日 \_\_\_\_\_

年 月 日)



※ 判断にあたっては、各チェック項目を参考にすること。参考に出来る情報がこれ以外にある場合は空欄に記入すること。

厚生労働省「子ども虐待対応の手引き」(平成 19 年 1 月改訂版)を参考に作成

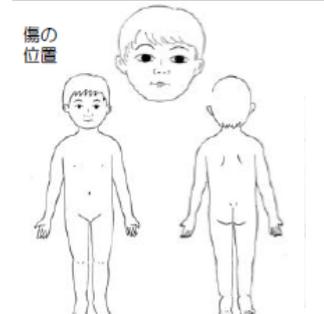
(千葉県 市町村子ども虐待防止ネットワーク対応マニュアル参考)

虐待の種類 身体的 ネグレクト 心理的 性的	1 虐待の程度 : 該当レベルに○、あてはまる項目を○で囲んでください	
	レベル	身体的虐待の例 ネグレクト・養育問題の例
	生命	頭部外傷のおそれ 乳児を投げる 踏みつける 窒息の危険 その他の生命に関わる危害行為 病気なのに受診させない 明らかな衰弱 脱水 親子心中を考える 子どもの自殺企図
	重度	骨折 打撲 やけど 顔面のひどい外傷 腹を蹴る 被害児が乳児 乳幼児の夜間放置 乳児の昼間放置 長期外出禁止 ライフライン停止 食事が満足にできない
子の年齢 *0-2歳 *3-5歳 6歳以上	中度	半年以内に2回以上のあざや傷(新旧の傷) 顔面のあざ ける 生活環境不良で改善なし 放置 厳し過ぎる叱責・脅し 登校禁止 保護者の自殺企図・自傷 たびたびのDV
	軽度	傷が残らない程度の暴力 半発の小さくわずかなケガ 健康問題が起きない程度のネグレクト 軽いDV 過度あるいは偏ったしつけ 無視 兄弟間で差別

	はい	やや	いいえ	疑い	不明	以下、該当項目と思われるものすべてを○で囲んで下さい。 項目にないものは記入してください。 「養育者」は、家族の中で誰かが該当すれば○。
把握						繰り返す・常習・子を何日も放置する
3 関係機関からの情報						児相・医療・保健・警察・学校・幼稚園・保育所・福祉事務所・ 民生児童委員・近隣住民・施設・その他
非変動						入院施設歴
4 虐待歴						疑い・性病・妊娠
5 性的虐待*						被害歴・愛されなかった思い・厳しいしつけを受けてきた
6 保護者の被害歴						夫婦不和・夫婦間暴力・別居・家出・未婚・離婚・内縁・家族構成の変化
7 家族問題						借金多い・生活苦・失業・転職・計画性欠如
8 経済問題						劣悪な居住環境・安全確保への配慮なし・事故防止不足
9 生活環境						日常的に子を危険から守る人がいない・危険な時子の逃げ場がない
10 子を守る人なし*						鬱的精神症状・通院ができていない・服薬ができていない・疑いはあるが通院歴なし
11 精神的状態						衝動的・未熟・攻撃的・偏り・共感生欠如・人との関わり嫌い・ 被害的・その場逃れ・嘘が多い
12 性格の問題						アルコールの匂い・視線がうつろ・会話しにくい・疑い・依存症
13 アルコール・薬物*						送迎ができない・障害のため能力低下
14 家事・育児能力*						低身長・体重増加不良・発育不全・(発達・身体)障害・持病・皮膚疾患
15 身体の状態*						笑わない・表情が乏しい・視線が合いにくい・言葉の遅れ・睡眠リズム・抜毛・自傷
16 精神の状態*						ひどいオムツかぶれ・身体衣類の汚れ・異臭・非衛生・不潔・ 季節に合わない衣服
17 日常的世話の欠如						激しい癇癪・落ち着きなし・多動・注意惹き行動・攻撃的・遺尿・ 過食異食・性的行動・噛む・万引き・火遊び・夜間徘徊・家出
18 問題行動						家に帰らたがらない・親の前で萎縮・親が来ても無表情・親の口止めに応じる
19 意志・気持ち*						子ども嫌い・出産の後悔・可愛がったり突き放したり・疎ましい・ 子をけなす・ほめない・子どもに対する虐待事実の口止め
20 子への感情・態度						問題意識なし・体罰容認・録主張・虐待の隠蔽・虐待者をかばう ケア状況の怠慢・長時間の放置・食事や医療を与えない・夜間放置
21 虐待自覚なし*						意欲なし・改善意欲なし
21-1 ネグレクト						若年親・知識不足・不適切・期待過剰
21-2 養育意欲						孤立的・親族の対立・親族過干渉・保育なし・転居
22 養育知識						機関介入拒否・接触困難
23 社会的サポート*						調整改善が期待できない
24 協力態度なし						
25 援助効果なし						

\*は保護との関連の高い項目です

家族構成	兄弟虐待	有	無	不明
------	------	---	---	----



活用中①	活用中②	未活用
	サービスの提供として使うことが期待される 地域の社会資源や人材	
	すでに活用中のものは左に○ 利用が望ましいものは右に○	
	親の医学的治療・カウンセリング	
	子の治療	
	グループケア	
	子育て支援サービス(サークルなど)	
	親子教室	
	保育所・幼稚園・通園施設など	
	ショートステイ・保育所・一時保育	
	施設入所	
	家事育児支援(ファミサポ・ヘルパー・ 登校園支援・その他)	
	生活保護	
	諸手当・年金・貸付等・就学援助	
	学校による指導(生活・登校など)	
	家庭訪問 担当機関( )	
	来所相談①担当機関( )	
	来所相談②担当機関( )	
	来所相談③担当機関( )	
	相談内容 育児・発達・法律・家族 母子・就職・その他	
	その他( )	

■ エコマップ	■ 課題
	■ ニーズ
■ 現在の家庭や保護者、子どもの様子、兄弟について(要旨)	■ 変化のための援助に活用できるストレングス

当面の役割分担	
担当機関	目標・方法

次回	開催時期	新規招集機関	緊急時	連絡機関	対応機関と方法

## 関係機関一覧

### ○市の機関

子育て家庭支援課（家庭児童相談室）	野洲市小篠原 2100-1	077-587-6140
こども課	野洲市小篠原 2100-1	077-587-6052
社会福祉課	野洲市小篠原 2100-1	077-587-6024
障がい者自立支援課（地域生活支援室）	野洲市小篠原 2100-1	077-587-6169
健康推進課	野洲市辻町 433-1	077-588-1788
ふれあい教育相談センター	野洲市小篠原 1965-4	077-587-6925
発達支援センター	野洲市小篠原 1965-4	077-587-0033
子育て支援センター	野洲市辻町 433-1	077-518-0830
学校教育課	野洲市小篠原 2100-1	077-587-6017
生涯学習スポーツ課	野洲市小篠原 2100-1	077-587-6053
市民生活相談課	野洲市小篠原 2100-1	077-587-6063

### ○保育園

市立 ゆきはたこども園	野洲市行畑一丁目 2 番 25 号	077-588-3690
市立 さくらばさまこども園	野洲市小篠原 200	077-588-0295
市立 野洲第三保育園	野洲市小篠原 1977-1	077-586-0140
市立 三上こども園	野洲市三上 134	077-588-2672
市立 篠原こども園	野洲市大篠原 1414-2	077-588-4907
私立 祇王明照保育園	野洲市永原 674	077-587-0243
私立 きたの保育園	野洲市市三宅 242-1	077-518-1866
私立 しみんふくし保育の家竹が丘	野洲市竹ヶ丘 4-18	077-586-2431
私立 野洲優愛保育園モンチ	野洲市小篠原 2192-2	077-586-1038
私立 あやめ保育所	野洲市小比江 565-1	077-589-2030
私立 あやめ保育所よしじ分園	野洲市吉地 2 丁目 1218	077-589-2928
私立 あやめ保育所こしのはら分園	野洲市小篠原 1091	077-535-9093

### ○幼稚園

市立 中主幼稚園	野洲市吉地 1120-1	077-589-2232
市立 野洲幼稚園	野洲市小篠原 2142	077-587-1265
市立 さくらばさまこども園	野洲市小篠原 200	077-588-0295
市立 ゆきはたこども園	野洲市行畑一丁目 2 番 25 号	077-588-3690
市立 三上こども園	野洲市三上 134	077-588-2672
市立 祇王幼稚園	野洲市永原 474	077-588-2737
市立 篠原こども園	野洲市大篠原 1414-2	077-588-4907
市立 北野幼稚園	野洲市市三宅 248	077-587-5332
私立 野洲優愛保育園モンチ	野洲市小篠原 2192-2	077-586-1038

### ○小学校

市立 中主小学校	野洲市西河原 712	077-589-2012
市立 野洲小学校	野洲市小篠原 1147	077-587-0062
市立 三上小学校	野洲市三上 111	077-587-0049
市立 祇王小学校	野洲市上屋 1169	077-587-0129
市立 篠原小学校	野洲市大篠原 1414	077-587-0179
市立 北野小学校	野洲市市三宅 240	077-587-0058

### ○中学校

市立 中主中学校	野洲市六条 377	077-589-2036
市立 野洲中学校	野洲市小篠原 510	077-587-0341
市立 野洲北中学校	野洲市永原 1690	077-587-3693

### ○学童保育所

野洲第一こどもの家	野洲市小篠原 2142-17	077-586-2253
野洲第二こどもの家	野洲市小篠原 2142-17	077-586-1617
野洲第三こどもの家	野洲市小篠原 2142-17	077-587-5913
野洲第四こどもの家	野洲市小篠原 2142-17	077-587-5914
野洲第五こどもの家	野洲市小篠原 2142-17	077-587-5915
野洲第六こどもの家	野洲市小篠原 2142-17	077-587-5916
野洲第七こどもの家	野洲市小篠原 1156-4	077-586-6547
三上第一こどもの家	野洲市三上 111	077-587-4904
三上第二こどもの家	野洲市三上 111	077-587-4904
篠原第一こどもの家	野洲市大篠原 1414	077-588-1266
篠原第二こどもの家	野洲市大篠原 1414	077-588-1266
北野第一こどもの家	野洲市市三宅 248	077-588-4402
北野第二こどもの家	野洲市市三宅 248	077-588-4402
北野第三こどもの家	野洲市市三宅 252-1	077-587-3583
北野第四こどもの家	野洲市市三宅 252-1	077-587-3584
祇王第一こどもの家	野洲市上屋 1295	077-587-0353
祇王第二こどもの家	野洲市上屋 1295	077-587-0353
祇王第三こどもの家	野洲市上屋 1295	077-586-3411
祇王第四こどもの家	野洲市上屋 1295	077-587-6464
祇王第五こどもの家	野洲市上屋 1295	077-587-6465
祇王第六こどもの家	野洲市上屋 1295	077-587-6466
中主第一こどもの家	野洲市西河原 712	077-589-6306
中主第二こどもの家	野洲市西河原 712	077-589-6306
中主第三こどもの家	野洲市西河原 712	077-589-6673
中主第四こどもの家	野洲市西河原 712	077-589-6674

### ○高校

県立 野洲高等学校	野洲市行畑二丁目 9-1	077-587-0059
県立 野洲養護学校	野洲市小南 588	077-586-6850

○その他の機関

虐待ホットライン	草津市笠山七丁目 4-45	077-562-8996
中央子ども家庭相談センター	草津市笠山七丁目 4-45	077-562-1121
中央子ども家庭相談センター（女性相談）	草津市笠山七丁目 4-45	077-564-7867
南部健康福祉事務所（草津保健所）	草津市草津三丁目 14-75	077-562-3526
守山警察署	守山市金森町 494	077-583-0110
大津家庭裁判所	大津市京町三丁目 1-2	077-522-4281
大津地方法務局人権擁護課	大津市京町三丁目 1-1 大津びわ湖合同庁舎	077-522-4673
守山野洲少年センターあすくる守山野洲	守山市吉身三丁目 11-43	077-583-7474
野洲市社会福祉協議会	野洲市西河原 2400	077-589-4683

# 野洲市要保護児童対策地域協議会規則

平成 30 年 4 月 1 日  
規則第 62 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、野洲市附属機関条例(平成 30 年野洲市条例第 1 号。以下「条例」という。)第 8 条の規定に基づき、野洲市要保護児童対策地域協議会(以下「協議会」という。)の組織、運営その他必要な事項に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において使用する用語は、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。)において使用する用語の例による。

(所掌事務)

第 3 条 条例第 3 条に規定する協議会が所掌する事務の細目については、次に掲げるものとする。

- (1) 児童虐待防止のための、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他関係者(以下「関係機関等」という。)のネットワーク形成に関する事項の調査審議等に関する事務
- (2) 児童虐待防止対策に必要な事項の調査審議等に関する事務
- (3) 児童虐待防止に向けた啓発活動に関する事項の調査審議等に関する事務
- (4) 要保護児童等の適切な保護又は支援のための情報交換及び支援の内容に関する調査審議に関する事務
- (5) その他児童の福祉向上のために必要な事項の調査審議等に関する事務

(会長及び副会長)

第 4 条 協議会に会長及び副会長 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議等)

第 5 条 協議会の会議は、代表者会議、実務者会議及び個別ケース検討会議とする。

2 協議会の会長は、協議会の会議の議事に関し必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は関係資料等の提出を求めることができる。

3 協議会の会議及び会議の資料は、原則公開とする。ただし、会長が、野洲市情報公開条例(平成 16 年野洲市条例第 9 号)第 7 条に規定する非公開情報に該当すると認めた場合は、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

(代表者会議)

第 6 条 代表者会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 要保護児童等の支援体制の検討に関すること。
  - (2) 実務者会議の活動状況の報告又は評価に関すること。
  - (3) 前 2 号に掲げるもののほか、協議会を円滑に機能させるために必要な事項に関すること。
- 2 代表者会議は、協議会の委員で構成する。
- 3 代表者会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

(実務者会議)

第7条 実務者会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 要保護児童等の定期的な状況の把握、要保護児童等の支援を主に担当する機関又は要保護児童等の支援方法の見直しに関すること。
- (2) 要保護児童等の定期的な情報交換又は個別ケース会議で課題となった事項の検討に関すること。
- (3) 協議会の年間の活動方針の策定又は代表者会議への報告に関すること。

2 実務者会議の会議は、第10条に規定する調整機関が招集する。

3 実務者会議の委員は、協議会の委員、協議会の委員が属する機関の職員のうちから協議会の会長が指名する。

(個別ケース検討会議)

第8条 個別ケース検討会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 要保護児童等の状況把握及び問題点の確認に関すること。
- (2) 要保護児童等の支援経過報告とその評価及び情報の共有に関すること。
- (3) 要保護児童等の支援方針の確立と役割分担の決定及び認識の共有に関すること。
- (4) 要保護児童等の支援を主に担当する機関又は当該支援の担当者の決定に関すること。
- (5) 個別に行う要保護児童等の支援計画等に関すること。

2 個別ケース検討会議の会議は、第10条に規定する調整機関が招集する。

3 個別ケース検討会議の会議は、別表に掲げる関係機関等に属する要保護児童等の支援の担当者等で構成する。

(関係機関等に対する協力要請)

第9条 協議会は、情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、法第25条の3第1項の規定に基づき、別表に掲げる関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

(令2規則31・一部改正)

(要保護児童対策調整機関)

第10条 法第25条の2第4項の規定に基づき、市長が指定する協議会の要保護児童対策調整機関(以下「調整機関」という。)は、健康福祉部子育て家庭支援課家庭児童相談室とする。

(秘密の保持)

第11条 別表に掲げる関係機関等の区分に従い、次の各号に掲げる当該各号に定める者は、正当な理由がなく、協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

- (1) 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であった者
- (2) 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者
- (3) 前2号に掲げる者以外の者 協議会を構成する者又はその職にあった者

(庶務)

第12条 協議会の事務を処理するため、健康福祉部子育て家庭支援課家庭児童相談室に事務局を置く。

(その他)

第13条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成 31 年規則第 9 号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(令和 2 年規則第 31 号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表(第 8 条、第 11 条関係)

(平 31 規則 9・一部改正)

関係機関等の区分	関係機関等の名称
法第 25 条の 5 第 1 号に規定する国又は地方公共団体の機関	滋賀県守山警察署 守山野洲少年センター 滋賀県中央子ども家庭相談センター 草津保健所 大津地方法務局 市民部市民生活相談課 教育委員会事務局学校教育課 教育委員会事務局生涯学習スポーツ課 野洲市ふれあい教育相談センター 健康福祉部社会福祉課 健康福祉部障がい者自立支援課地域生活支援室(障がい者虐待防止センター) 健康福祉部健康推進課 健康福祉部こども課 市内の保育所及び幼稚園 市内の小学校及び中学校 野洲市子育て支援センター 野洲市発達支援センター
法第 25 条の 5 第 2 号に規定する法人	守山野洲医師会 野洲市社会福祉協議会 社会福祉法人が設置した市内の保育所
法第 25 条の 5 第 3 号規定する者	野洲市民生委員児童委員協議会 野洲市人権擁護委員 学識経験を有する者 その他市長が特に必要と認めた者

【参考文献】

○滋賀縣市町向けの子ども虐待対応マニュアル (滋賀県健康医療福祉部子ども・青少年局)



「オレンジリボンには子どもの虐待を防止するというメッセージが込められています。」

## 子どもの笑顔はみんなの安心

### ～児童虐待対応マニュアル～

発行日 平成 22 年 4 月

改 訂 平成 29 年 4 月

令和 4 年 4 月

発行者 野洲市要保護児童対策地域協議会事務局

〒520-2395

野洲市小篠原 2100 番地 1

野洲市役所

子育て家庭支援課 家庭児童相談室

電話 077-587-6140

FAX 077-586-2176

